15

国掟の成立をめぐって

はじめに

たものと思われる。 なったが、また、人々が抱いていた価値観や死生観にも影響を与え 態に変化を及ぼし、それが統一政権の成立を促進する一つの要因と 事実である。鉄砲という強い破壊力をもつ武器の出現は、戦闘の形 起こり、また消えていったかに気づくであろう。南蛮世界との接触 間に生起した事象を年表風に記述してみれば、いかに大きな事件が 我が国の歴史のうちで最も激しい社会的変革の時代であった。この によって、鉄砲とキリスト教が導入されたことは、それを象徴する 応仁・文明の乱(一四六七~七七年)に始まる百年ほどの期間は、

> 最も効果的に配置した陣立書が出現する。 消滅し、それに代って、具体的な合戦場面を想定し、 味方の戦力を

 \equiv

鬼

清

郎

させる必要は無かったのである。 示を与えればよく、あらかじめ布陣図を提示し、それに即して行動 場における命令系統は確立しており、その点は近世の合戦と共通し ら、総大将は、全体の流れを見極めながら、必要に応じて口頭で指 とに編成された集団が、その判断によって臨機応変に戦闘を行うか 格や力量までも頭の中に入れていたことである。戦場では、家老ご ついて熟知しており、人数や装備の内容、あるいは個々の人物の性 ている。ただ大きな違いは、指揮をとる武将が、自己の側の軍勢に 人の才覚によって功名を得ることが主眼であったとしても、 もちろん、中世の戦闘でも集団戦という側面は大きい。 Į, i かに個

織が複雑化していくから、指揮者が全体を掌握して的確な判断を下 しかし近世では、 鑓組など機能を異にする集団が出現し、 陣営の規模が拡大するにつれ、 新参者を召し抱えて組 鉄砲足軽・弓

に恩賞を求める際の証拠とする目的で作成された軍忠状・着到状が る。たとえば、戦闘の形態が個人戦から集団戦へと転化したこと そのことは、人間の行為の痕跡をとどめる史料にも反映されてい これまで自己の戦功などを主人に申告し、その確認を得て後日

ことは、いかにも象徴的な事実である。小牧・長久手の戦いの際に羽柴(豊臣)秀吉が作成したものであるすことは困難になる。陣立書の初見が、天正十二(一五八四)年の

秀吉が朱印を用いはじめるのも天正十二年で、小牧・長久手の戦のに、統一政権の成立過程で生み出された「国掟」と呼ばれる文書が表言が朱印を用いはじめるのも天正十二年で、小牧・長久手の戦のであるが、それにとどまらず、従来は花押が据えられていた文書の領域にまで拡大され、花押と印章との境は見えにくくなる。そのような状況下で新たなジャンルの文書も生み出されていく。大世において、領主が支配する区域が律令制で定められた国と一次するとき、国を基礎にした領国支配が実現するが、国内が幾つかの領国に分かれ、それを単位とした支配が行われることが一般的であろう。その場合、領国支配と制度上に「国」はいかなる関係にあるのだろうか。それを考える手懸かりを与えてくれる史料の一つるのだろうか。それを考える手懸かりを与えてくれる史料の一つるのだろうか。それを考える手懸かりを与えてくれる史料の一つるのだろうか。それを考える手懸かりを与えてくれる史料の一つるのだろうか。それを考える手懸かりを与えてくれる史料の一つるのだろうか。それを考える手懸かりを与えてくれる史料の一つるのだろうか。それを考える手懸かりを与えてくれる史料の一つるのだろうか。それを考える手懸かりを与えてくれる史料の一つるのだろうか。

いた。戦闘は全国的規模で展開したのである。

各地の戦国大名や一向一揆勢力と連携を強め、

信長包囲網を敷いて

ある。

北国の政治情勢と「越前国掟」

面をむかえ、義昭は京都を追われるが、将軍の座に留まったまま、年九月に信長が発布したとされる「越前国掟」であろう。それは、「国掟」という言葉から先ず想起されるのは、天正三(一五七○年「国掟」という言葉から先ず想起されるのは、天正三(二五七五)

天正三年八月、信長の軍勢は越前の一向宗門徒を攻めて府中に入 が越前国へ下した文書なのである。 天正三年八月、信長の軍勢は越前の一向宗門徒を攻めて府中に入 が越前国へ下した文書なのである。

ことがあった。たとえば、信長が勝家に与えた越前国(八郡で構成んであったが、そのなかで、この「越前国掟」が議論の素材となる一九七〇年代の研究状況は、幕藩制国家の性格をめぐる議論が盛

点は多岐にわたり、さまざまな見解が提出された。 関係に近似していることから、この「国掟」を制定した時点に信長 されている)の支配権の内容が、 政権の画期を見出し、その性格を解明するという試みであった。論 江戸時代における幕府と大名との

がある。 をしても意味があるだろうか。それについて私は考えを述べたこと 研究の基本である史料批判という問題を抜きにして、 定することなく、論証の材料に用いることについてであった。歴史 が可能かといった問題もあるが、何よりも、文書としての性格を確 様式の変化から、文書の発給主体である権力の性格を云々すること このような議論について疑問をもっていた。それは、 内容は、以下の三点に要約できよう。 抽象的な議論 文書

、この文書は、信長が越前国に出した掟書で、 れるべき筈である。少なくとも、「条書」が具備すべき普遍 的な内容と著しく異なっている。 統治の心構えを諭したもので、本来ならば勝家に宛てて出さ 原則に基づいて発せられたものであるが、内容は柴田勝家へ 国郡制的な支配

この文書は、将軍家御教書・御内書・奉行人奉書など前代の のである を見出すことはできない。もちろん江戸時代にも伝えられて いない。いわば突然変異のような、 武家文書の様式を受け継いでおらず、 理解し難い様式の文書な 織田・豊臣期にも類例

この文書は、 記述の内容を当該期の発給文書などで確かめるこ 出典が太田牛一の 『信長公記』 のみで、 傍証史

17

変・修正が行なわれることもありうる。したがって、そこか ら太田牛一の思想は読みとれても、信長の思想を検出するこ に書きとめられた文書であるから、引用史料の取捨選択や改 とが不可能である。筆者の歴史観に基づいて述作されたもの

とは困難であろう。

なるのである。 はないか、ということである。たんなる偽文書ならば捨て去ってよ この「越前国掟」を、 るが、副次的な点は省略する。ここで私が主張したかったことは、 いかもしれないが、そうでないからこそ、厳密な史料批判が必要と ろ「創作」というジャンルに近いものとして積極的に評価すべきで て否定するのではなく、それ自体も一つの歴史的所産として、むし 反映されているか否かといった事実認識の問題についても述べてい そのほか、天正三年段階における北国の政治状況が、この文書に 我々が近代的感覚でとらえる「偽文書」とし

要があるといった内容である。このような属性をもつ文書を読み解 度に政治的な機能を帯びている「公私混交」の側面に注意を払う必 文書は、正文が作成されないという特徴をもち、個人への訓戒が高 折檻状」などと同様、訓戒状として理解すべきであり、このような この「越前国掟」は、『信長公記』に収録されている「佐久間信盛 く方法などが述べられており、感謝する次第である この点について、岩澤愿彦氏からご教示をいただいた。それは、

文書が、柴田勝家に対する訓戒状としてではなく、越前国へ下さ 私としては、 岩澤氏のご指摘をふまえたうえで、このような性格

それで、この時期に実際に「国掟」と呼ばれる文書が、どのような 選ぶことにしたい。 発給文書には該当するものが見出せないので、秀吉の発給文書から 内容をもっているかを検討することから始めることにする。信長の れた掟書という形態をとったことの意味を考えたいと思っている。

二、秀吉の国掟をめぐって

条文の検討に入るまえに、当時の政治状況を簡単にふれておきた 落させ、 国地方を支配する毛利氏討伐の命をうけ出陣したとき、鳥取城を陥 条目である。この文書は、当時は信長の奉行人であった秀吉が、中 九年十一月四日に善浄坊(宮部継潤、中務卿法印)に与えた七ヶ条の で、秀吉みずからが「国掟」と名付けた文書がある。それは、 秀吉が発給した文書は六千点以上が知られているが、そのなか(8) 因幡一国の支配を実現する過程で制定されたものである。

馬守 年で、播磨の宇野民部大輔を討ちながら、備中口から攻め入り、若 る。また、伯耆国に接する鹿野城(気多郡)に亀井新十郎(位) 磨守 はさらに進んで鳥取城(邑美郡)周辺を焼き払い、その一帯に十五 桜の鬼ケ城(八東郡)をはじめ七つの城を陥れたときである。秀吉 ケ所の付城を築いて包囲した。同年六月に秀吉は、 秀吉による因幡侵攻は、二度にわたって行われた。最初は天正八 (豊信)を置き、但馬との国境にある岩経城 (巨能郡) は垣屋播 (平右衛門尉、光成)を配して知行割を行い、置目を申付けて 鬼ケ城に八木但 (真矩、

矩)を入れ、ここを兵站基地として長期戦に備えた。

耆国羽衣石城の南条元続(勘兵衛尉、伯耆守)と好を通じていたの 書状が残っている。充所の部分は切断され不明であるが丁重な文言 包囲する態勢を固めた。その間の事情をさぐる手懸かりとなる秀吉 で、海陸から味方の城へ兵糧米を運び入れるなど、着々と鳥取城を 第二次の因幡侵攻は天正九年六月に開始された。秀吉はすでに伯 南条に送られたものかと思われる。

之儀、 とやらん申越候、 鮭二尺到来、切々心入之段賞翫此事候、随而伯州表兵粮 無由断通尤候、 如何儀候哉、被聞届追而可承候、 羽衣石之儀、 鹿野よりの書状ニ何

九月廿八日 筑前守 秀吉 (花押) 充所は不明)

る。十月二十五日に城主の吉川経家が切腹、籠城者全員が運び出(⑴ 期間にわたる兵糧攻めが行われた。八月十八日の秀吉書状では、 を置いた。そのとき秀吉が宮部に与えたのが、この掟書である。 れ落城した。秀吉は城中の 「城中無正躰由候条、可属存分事不可有幾程候」と述べられて 鳥取城の周囲は、 付城と付城の間に堀・塀・柵がめぐらされ、長 「普請掃除」を申付け、城代に宮部継潤

国之掟覚

鬼ケ城木下平大夫物主ニ相定候、然者八東郡自分ニ遣之、 知頭郡を礒部与八木両人ニ半分ちわり、 右両人を平大夫ニ相付候間、 其方先備二被相定、 鬮取二いたさるへ

垣 子同前ニ可有覚悟事 屋平右衛門尉二巨能郡遣之条、

其方先手二、備之儀可在之事 亀井新十郎一そなへ被相

亀井新十郎本国へ帰国間ハ、鹿野郡申付候間、 門尉与一備二被相定、其方先手二備儀可在之事 垣屋平右衛

入ったとみられる。

共 山名殿・禅高御両人之儀者、其方覚悟次第二、何方を以成 事、 御知行被相定、有馳走、そなへ之儀、 其方きわニ可然

美含郡天正十年とし之儀者、 付二、兵粮以下可被覚悟事、 秀吉分別いたし、右之一年之儀者、 鳥取廻不作も過半可在之かと 其方へ遺候間、 給人不

国々百姓ニ種籾・作食三千石かし候米ニ相定候間、 ニ相定、かし可被申事 一和利

多賀備中吉岡ニ可被置候、 被借遺事、 米二つもつて、 かわりを被出、 吉岡ニ在之籾を千俵遣候、 此籾ハ種もミニ、百姓ニ可 但々

以上

天正九年十一月四日

筑前守 (花押)

善浄坊

部大輔)と八木豊信(但馬守)に半分に地割し鬮引きで与え、 下平大夫(荒木重堅)を入れる。 第一条では、 八東郡は宮部継潤に遣わし、 知頭郡 (智頭郡) には礒部康氏 鬼ヶ城 (若桜城) 両人を に木 兵

19

礒部は智頭郡の用瀬城 (景石城) に置かれている。八木は草木城に いての便宜を受けており、 る。なお木下は、 木下に付属させたうえで宮部の先備を勤めさせるという内容であ 天正八年五月一日に秀吉から、普請の扶持方につ のちに従五位下・備中守に任ぜられた。

た。 十郎と合せて、 次侵攻の際に行われた国割で、すでに拠点の城を預けられてい 第二条は、巨能郡 宮部の先手とする指示である。 (巨濃郡) を垣屋平右衛門尉に遣わし、 両人は天正八年の第 亀井新

た時期もあった。 貿易に関心を持った大名である。秀吉から琉球守・台州守と呼ばれ である。亀井は、 配を宮部に委ね、 第三条は、 亀井が領国を離れている間は、 のちに武蔵守を名乗るが、朝鮮にも出陣し、 前条の通りに垣屋と亀井を一手とするという内容 気多郡 (鹿野郡) 海外 0 支

月の第一回包囲戦のときに秀吉側に寝返っている。 与える旨の誓詞を送っている。(8) え 入ったようで、豊国は鳥取城に入って城将となったが、 職を帯びていた。 氏は室町幕府の四職という家柄で、 十六日に秀吉は、 第四条は、かつて毛利方に属していた山名豊政とその父禅高 陣立では宮部の周辺に配置するようにという指示である。 の処遇について、 山名豊国の身上や家督を保証し、但馬国出石郡を そのような名家への配慮であろう。 両人には国内の然るべきところで知行を与 しかしその後に両者は敵対関係に 因幡・但馬など十一ヶ国の守護 天正六年五月 天正八年九 豊

侵攻のときに征服されていた。

うかがわれる。なお、美含郡は但馬国に属しているが、秀吉の因幡防戦がいかに激しく、百姓達に甚大な被害を与えたかという状況がは兵糧用に蓄えておくようにと指示されている。鳥取城をめぐる攻る。一年限りの措置であるから給人に宛行うことなく、収納した米る。一年限りの措置であるから給人に宛行うことなく、収納した米第五条は、明年の天正十年は鳥取城周辺は凶作となることが予想

後も抵抗が続いており、秀吉が支配したのは十月二十五日であっ指示されている。吉岡城は吉岡入道質休らが立籠り、鳥取城の陥落ある籾千俵を宮部に与えるというものである。但し、実際にはそれある籾千俵を宮部に与えるというものである。但し、実際にはそれある三千石を指定し、一割の利息で貸し出すよう命じている。第六条は、美含郡での収納から、因幡国内の百姓の種籾や食用に

えられており、当然ながら宮部は、知行権を有していない。である。巨能郡・知頭郡・気多郡などは、秀吉が指名した武将に与彼が実際に知行しているのは鳥取城とその周辺、および八東郡など通するところが多い。因幡一国は宮部継潤の支配に委ねられたが、正のような国割りは、信長の越前支配に際して示された原則と共

措置であるが、この決定に宮部が口を挟むことはできない。城主を定めている。鳥取城を奪取した直後という緊迫した状況下の鬼ヶ城や吉岡城など領国支配の拠点となる城については、秀吉が

保証されたのである。 によって、宮部と亀井らの はいし、 によって、宮部と亀井らの はいし、 によって、宮部と亀井らの はいし、

のは、国内の半分ほどの領域であろう。 で入っていることは勿論である。したがって、因幡国内の知行については、秀吉が特定の武将に郡を基準として知行を与えたところ以いては、秀吉が特定の武将に郡を基準として知行を与えたところ以外は、宮部に権限があると考えられる。実際に宮部が知行している外は、宮部に権限があると考えられる。実際に宮部が知行している城里を行うが、その範囲を超えた知行権はもたない。宮部の指揮下支配を行うが、その範囲を超えた知行権はもたない。宮部の指揮下支配を行うが、その範囲を超えた知行権は、

は、宮部らの因幡衆は「船手衆」として二千人が記載されている。うにも思われる。のちに検討する天正十三年の北国攻めの陣立書で秀吉も宮部を中心とした因幡衆の結束を、ことさらに重視したよ

因幡衆の動向

の冒頭は次のようになっている。(21) る。天正十五年に行われた九州攻めの陣立書は、 その後も因幡衆は、宮部継潤を中心に一体となって行動してい (羽柴北庄侍従)に宛てた秀吉朱印状として知られているが、そ 同年正月一日に堀

至九州御動座次第

正月廿五日

二月一日

四丁

壱万五千

羽柴備前少将殿 宮部中務法印

南条勘兵衛尉

亀井武蔵守

木下平大夫

垣屋平右衛門尉

一干 前野但馬守

二月五日

(以下略)

また、方広寺大仏殿造営のための役儀は、天正十六年七月五日に

の一ヶ月間に限って動員されることになっていた。

秀吉朱印状として諸大名に伝達されたが、因幡衆は天正十七年六月

大仏殿御普請手伝番折事

(※・前後略)

(天正十七年)

六月一日

宮部中務卿法印

三千人

木下備中守

五百人

明石左近

南条伯嗜守

垣屋播摩守 亀井武蔵守

七百七十人

合四千弐百七十人

Ļ 確認するかのように、秀吉は天正十七年十二月に知行宛行状を発給 して扱う事例はあるが、因幡衆の場合は際立っている。そのことを 軍役動員に際して、中小の武将を地域別に編成し、衆として一括 同時に軍役人数の指定も行っている。宮部の場合、役高四万石(33)

ている。

に対して二千人の人数であるから、百石に対して五人の割合となっ

七拾石、合五万九百七拾石事令扶助訖、右内壱万石無 残而四万石分弐千人之軍役可相勤者也

因幡国所々四万参千六百石并但馬国之内二方郡七千参百

天正十七

十二月八日 秀吉朱印

宮部中務卿法印

軍役之事

定

中務卿法印

垣屋隠岐守

四百人

九百人

弐千人

木下備中守

亀井武蔵守

五百五拾人

千五百人 南条伯耆守

合五千参百五拾人

右之通可相勤者也

して五人の軍役は「本役」と呼ばれ、この時期における役儀の基準 して五人の割合で、宮部の場合と同じである。知行石高が百石に対

因幡国之内気多郡壱万参千八百石事令扶助訖、

右之内弐

千八百石無役、残而壱万千石之分五百五十人、軍役可相

の場合の役高は一万千石、人数は五百五十人であるから、百石に対

天正十七年十二月八日 秀吉朱印

宮部中務卿法印

知行方目録

因幡国之内 上

美 郡

七千参百九拾五石

(※・邑美郡

美 郡

法

同国之内

九千弐百五拾石

同国之内

Ŀ 郡

九千九百八拾五石

同国之内 高 草

郡

壱万六千九百六拾九石

但馬国之内 方

郡

七千参百七拾弐石

合五万九百七拾壱石

右宛行之条全可領知者也

天正十七年十二月八日 秀吉朱印

同じ日付で秀吉は、亀井茲矩にも知行宛行状を発給している。こ(24) 宮部中務卿法印

天正十七

勤候也、

十二月八日 (秀吉朱印)

亀井武蔵守とのへ

れており、豊臣政権下における独立した大名である。それにもかか する意図をもっていたことが確認できよう。 の結合は続いており、秀吉は亀井や南条などを、宮部を通じて掌握 れている。伯耆国を出自とする南条元続を含めて、かつての因幡衆 わらず、軍役奉仕は宮部継潤のもとで一体となって行うよう指示さ 亀井は秀吉朱印状によって知行を宛行われ、役儀の人数も定めら

越中攻めの陣立書

合でも、越後の支配を成政に委ねるつもりのようであった。しか に任命する約束をしていた。秀吉自身が出馬して武力で制圧した場(雲) に景勝を服属させることに成功した晩には、佐々成政を越後の取次 越後の上杉景勝を目標にした北国の支配を構想するなかで、 天正十一年四月の賤ヶ岳の戦で柴田勝家を滅ぼした直後、秀吉は 外交的

に入った。そのときの陣立書が存在している。(26) 牽制しながら、佐々成政の居城である越中へ大軍を差し向ける準備 雑賀の一揆勢力を服属させたのち、 頼って秀吉と敵対したので、秀吉は天正十三年の春、 小牧・長久手の戦いのなかで、成政は徳川家康・織田信雄を 一方では四国の長宗我部元親を 紀州の根来・

越中江先勢遺覚

番

前田又左衛門尉殿

木村隼人佐殿

佐藤六左衛門尉殿 弐百

遠藤大隅守殿

遠藤左馬助殿

四番

加藤作内殿

池田三左衛門尉殿

稲葉彦六殿

森仙蔵殿

五番

壱万

羽柴五郎左衛門尉殿 弐万

堀尾毛介殿 山内伊右衛門尉殿 七百

弐百

弐百

三千

千五百

千五百

民部少輔殿

二千五百 三千五百

蒲生飛騨守殿

船手衆

長岡越中守殿

因幡衆

三手 子

以上

馬廻

五千

都合五万七千三百

七月十七日 秀吉 (朱印)

加藤作内とのへ

衆」の一人で、古くから佐々成政とは盟友関係にあった。 て信長から越前の統治を委任された柴田勝家を監視する「府中三人 陣の前田利家は加賀金沢(当時は尾山)城主であるが、かつ

みずからの朱印を捺している。 的から、同年五月九日付で長重が発給した知行宛行の判物の袖に、 中城主となったばかりで、僅か十四才という若輩だった。当然なが 丹羽長秀の嫡子である。この三ヶ月まえに父の遺領を継いで越前府 ら家臣団を統制する力をもちえなかったが、秀吉はそれを支える目 第二陣の丹羽長重は、勝家とともに信長の宿老の筆頭格であった

配属されていた。堀尾毛助(吉晴)と山内伊右衛門尉(一豊)は、この「富」 階に作成された陣立書によれば、千五百人を率いて東備の第一列に は天正十二年の小牧・長久手の戦いにも出陣しており、 第三陣は秀吉麾下の武将で構成されている。木村隼人佐 (重茲) 同年四月段

十である。

他の陣立書では、山内は後備の第一列に位置し、軍役人数は二百三他の陣立書では、山内は後備の第一列に位置し、軍役人数は二百三されており、軍役人数は、佐藤が四百人、両遠藤が合せて六百人でされており、軍役人数は、佐藤が四百人、両遠藤が合せて六百人では、よ同にく郡上郡に知行を有していた。同年五月以降に作成の海門尉(秀方)は美濃国上有知に、遠藤大隅守(胤基)と遠藤左馬助高。なお、この陣立書では、山内の軍役は七百人となっており、ある。なお、この陣立書では、山内の軍役は七百人となっており、のときは若狭国内に知行を得ていた。堀尾は木村と並んで六百人、のときは若狭国内に知行を得ていた。堀尾は木村と並んで六百人、のときは若狭国内に知行を得ていた。堀尾は木村と並んで六百人、のときは若狭国内に知行を得ていた。堀尾は木村と並んで六百人、のときは若狭国内に知行を得ていた。堀尾は木村と並んで六百人、のときは若狭国内に知行を得ていた。

第四陣の筆頭に位置する加藤作内(光泰)は、この文書の充所になっている人物である。このとき作内は大垣城を預けられ、城廻りなっている人物である。このとき作内は大垣城を預けられ、城廻りされており、池田三左衛門尉(輝政)は岐阜城主、稲葉彦六(典心牧・長久手の戦いでは木村隼人佐と同じく東備の第一列で、軍役人数は千人である。池田は、五月以降の陣立書では、羽柴秀長の陣営に属し、三千人を率いていた。

の規律を引き締めるための一時的な措置であったようで、まもなく与したことで、秀吉はそれを強く答めている。ただ、これは家臣団の規模を上回るほどの家臣を召し抱え、預かり地の分まで家臣に給放されている。理由として挙げられているのは、与えられた知行地なお作内は、この二ヶ月後の九月三日には秀吉の怒りに触れ、追

作内は赦免されている。

で十二万三千石余の知行を受けている。 第五陣は、小島民部少輔と蒲生氏郷で構成されている。ともに伊 第五陣は、小島民部少輔と蒲生氏郷で構成されている。ともに伊 第五陣は、小島民部少輔と蒲生氏郷で構成されている。ともに伊

合せて三千人となっている。 (36) 合せて三千人となっている。 (36) 合せて三千人となっている。 の第二列で二千五百人、細川は右翼の第二列で、軍役は高山右近と アントニーニーの月段階の陣立書では、宮部は左翼 の第二列で二千五百人、細川は右翼の第二列で、軍役は高山右近と の第二列で二千五百人、細川は右翼の第二列で、軍役は高山右近と の第二列で二千五百人、細川は右翼の第二列で、軍役は高山右近と の第二列で二千五百人、細川は右翼の第二列で、軍役は高山右近と の第二列で二千五百人、細川は右翼の第二列で、軍役は高山右近と の第二列で二千五百人、細川は右翼の第二列で、軍役は高山右近と の第二列で二千五百人、細川は右翼の第二列で、軍役は高山右近と

のといえよう。

ここまでが本来の北国攻めの陣立であるが、その末尾に織田信雄のといえよう。

武将ごとに軍役人数を指示し、戦闘隊列を図示するものであるのに遇する場面を想定して自己の戦力を最も効果的に配置する目的で、小牧・長久手の戦いが局地戦であるため、その陣立書は、敵と遭

対し、 すものと位置づけられるであろう。 る。 めの際には、グループごとに出陣すべき日を指定したものも現れ て出陣する際の順番を指示する形をとっている。 つまりこの陣立書は、 この北国攻めは遠征であるので、武将ごとに軍勢を引き連れ 局地戦から遠征形態へ転化する契機をな こののちの九州攻

陣の る38 り、 た。 た四月八日も書状を送り、 成政に与えた越後の上杉景勝への仕置権を、 ものであった。 所領である越中をはじめとする北国の知行割を想定しており、 ている。 この陣立書は、 雪解けを待って五月頃に佐々成政を攻める意向を伝え、さきに 第三陣以下の諸将にも、戦功次第では大きな恩賞を期待させる 前田利家、 もちろん、 なお前田利家に対して秀吉は、 第二陣の丹羽長重はその中心となるべき筈であっ 戦闘終結後の北国の政治状況を見据えて作成され 佐々成政の処遇など不確定要素があるが、その 出陣の具体的準備に入るよう促してい 利家に委ねている。ま 三月七日に書状を送

知られる。 羽守 が出されている。この陣立書は、日付通りに七月十七日朝に蜂屋出 陣立書に記されていないが、実際に出陣する日時は秀吉から指示 (頼隆)に手渡され、 蜂屋を通じて諸大名に伝達されたことが

也 録、 急度申候、 無落度様二尤候、 今朝蜂出二相渡候、 仍来四日至越中表出馬候、 委細者蜂出口上二申含条、 定而可参着候、 人数先々之備目 分別ニ而先々茂 相談肝要候

25

七月十七日 秀吉 御書判

前田又左衛門殿

修を行うなどの指示を与えている。(4) めたものと思われる。 敦賀城主で、軍勢の進路を確保し、 の出ていない蜂屋頼隆に交付されたのである。 この陣立書は、 充所に記載された武将ではなく、陣立書には名前 蜂屋に対して秀吉は、 物資の補給にあたる奉行役を務 軍勢が通過する道の補 このとき蜂屋は越前

能々可相催候、 態申遺候、 有油断候、 前之道より広可被申付候、 仍越中表へ可出馬候間、 古道も切々無再興候へハ悪成候間、 其方知 謹言、 行道橋事、 不可

五月廿八日 秀吉 (朱印

蜂屋出羽守殿

頼って秀吉に降伏した。しかし助命され、越中の新川郡の知行が認 進発した。佐々成政は殆ど戦わずに富山城を明渡し、(皇) 陣している。秀吉自身も八日に、多くの公家衆に見送られて京都を(4) められた。秀吉はここでも「国之置目」を申し付けている。(4) 秀吉の指示通りに、 前田利家らの先陣は八月四日に北国攻めに出 織田信雄を

る。これは一 予定しており、 場合と異り、朱印が袖のところに押捺されているのが特徴的であ ている。また秀吉は、翌年に東国へ出陣して後北条氏を討つことを この時期には越中の寺社等に秀吉の禁制が交付されたが、 其刻可遂初面候」といった書状を出している。また、 時的な現象で、 好を通じている大名に対し「来年富士山可見之望候 まもなく朱印の押捺位置は日下に復し 通常の

五、「国掟」の史料的性格

定し、それに一国の支配を委ねるという基本点は一致している。書としては存在せず、訓戒状としての要素が強いなど、外観は相違割りの指示であるのに対し、後者は信長の朱印状の形態をとるが文割りの指示であるのに対し、後者は信長の朱印状の形態をとるが文語が、正のでは存在せず、訓戒状としての要素が強いなど、外観は相違にしては存在せず、訓戒状としての要素が強いなど、外観は相違にしているが、国内を知行する複数の武将の中から特定の人物を指信長が柴田勝家に与えた「越前国掟」と、天正三年に秀吉が天正九年に宮部継潤に与えた「因幡国掟」と、天正三年に

を、 い筈である。 に任命し、二郡(今立郡と南条郡とみられる)を与えて勝家と相互に 府中三人衆とよばれる不破光治・佐々成政・前田利家の三人を目付 幕藩体制との類似性が指摘されていた。しかし信長は、、このとき 配下の武将に分割して与えているという理解が一般的で、そこから 勝家が越前八郡の土地支配を実現しているという解釈は成り立たな 監視しあう体制をとり、また大野郡の三分の二を金森長近、三分の を原政茂、 「越前国掟」の文面から、柴田勝家が信長より与えられた権限 どのように理解すべきであろうか。前述した一九七○年代の議 勝家は越前一国の土地所有権に近いものを掌握し、 しかし、この点を問題にし、的確な解釈を示すような 敦賀郡を武藤舜秀に与えているので、 通説のように、 それを

超前も因幡も、激しい攻防戦のうえ奪い取り、一国支配を実現さ 地にはなく、相互の連携も計りにくい状況であった。それで、緊急事態に備えて、核となる武将に一国の支配を委ね、他の武将を統率する権限を与えたのである。ただしそれは、土地所有権ではなく、軍事指揮権のようなものである。律令制で定められた国という枠組みず、領国支配の安定化に機能するのである。当然ながら条件の違いによって、そのような一国支配の状態が継続する地域もあり、またが、領国支配の安定化に機能するのである。当然ながら条件の違いが、領国支配の安定化に機能するのである。当然ながら条件の違いが、領国支配の安定化に機能するのである。当然ながら条件の違いが、領国支配の安定化に機能するのである。当然ながら条件の違いが、領国支配の安定化に機能するのである。当然ながら条件の違いが、領国支配の安定化に機能するのである。当然ながら条件の違いが、領国支配の方法奪い取り、一国支配を実現された。

ており、信長の掟書で定められた方式が継続しなかったのは当然と越前は、その後の北国をめぐる政治状況のなかで支配は流動化し

27

味ぶかい問題である。 図したものは、秀吉のそれと共通する面が大きい。史料学的にも興 通り、 して越前国へ下す形態に仕立てたのであろう。岩澤氏が指摘される 長公記』の作者である太田牛一が重ね合わせ、それを「掟条々」と いえよう。「国掟」については、信長が越前を諸将に分封するため の法令と、 内容的には訓戒状であるが、越前統治の方策として信長が意 柴田勝家に一国の支配を委ねる際に与えた指示を、『信

び、隣接する伯耆の一部)に所領をもつ武将の軍役を、一括して勤め の際の陣立書に、「因幡衆」という記載がみられるほどである。 定しての策であるが、 るよう命じている。これは、翌年に行う小田原の後北条氏攻めを予 天正十七年末の段階で、秀吉は宮部継潤に対して、因幡国内(およ 因幡は長期にわたって、 天正二十 (=文禄元、一五九二) 年の朝鮮出兵 一国単位の支配が継続したといえよう。

おわりに

を可能にした海路や港湾の整備、船の建造や航海技術、 政を攻めることが予定されていたのである。このような長距離遠征 秀吉が定めた陣立書によれば、 面しており、 までもない。 する商人の活動などが、 本稿は、 若干の検討を試みたのであるが、偶然ながら両国とも日本海に 越前と因幡の二国について発布された「国掟」を採りあ 海上交通や交易が盛んな地域であった。天正十三年に 領国形成に大きな影響を与えたことはいう 因幡衆は船手として、 越中の佐々成 交易を仲介

> ことが我々の課題である。 といえよう。氏が提起された問題を内在的に受けとめ、深めていく 意義は大きく、農村史をはじめ諸分野の研究に新たな進展を促した 況の下で、流通が幕藩体制社会の成立に果たす役割を明らかにした ぼるが、当時は農村史が近世史研究の主流であった。そのような状 この問題を指摘されたのは山口徹氏である。 四十年以前にさかの

ともに、さらなるご活躍を祈念する次第である。 神奈川大学を去られるにあたり、多年のご労苦に敬意を表すると

注

- 三十八、一九九九年三月)、このときの陣立書は『長久手町史』資料編 六―長久手合戦史料集―(愛知県長久手町、一九九二年十月)に一括し て収めてある。 拙稿「陣立書の成立をめぐって」(「名古屋人学文学部研究論集」史学
- $\widehat{2}$ 年七月) 拙稿「太閤検地と朝鮮出兵」(『岩波講座日本歴史』近世1、 一九七五
- (3) 奥野高広著『織田信長文書の研究』(吉川弘文館、一九六九年三月 刊)上巻、一四〇ページ。
- $\widehat{4}$ 『信長公記』巻八、(角川文庫版・一九七ページ)
- (5) 拙稿「信長の国掟をめぐって」(「信濃」二十八巻五号、一九七六年五
- $\widehat{6}$ 究所研究紀要」四十一号、一九九一年三月 岩澤愿彦「織田信長・豊臣秀吉の訓誡状管見」(「日本大学人文科学研
- 7 があるが、「越前国掟」と性格が共通しているので省略する。 われる「甲信国掟」(『信長公記』巻十五、角川文庫版・三九八ページ) 信長の国掟は、ほかに天正十年三月、甲斐・信濃の両国へ下したとい
- 8 **論集」史学三十四・三十五、一九八八年三月・一九八九年三月)、およ** 拙稿「豊臣秀吉文書の基礎的研究」正・続(「名古屋大学文学部研究

十四、一九九八年三月) 「豊臣秀吉文書の概要について」(「名古屋大学文学部研究論集」史学

- 間島文書(東大史料編纂所・影写本)
- 利生護国寺文書(『紀伊続風土記』第三輯、刊本・二一三ページ)
- $\widehat{11}$ 亀井文書(東大史料編纂所・影写本)
- $\widehat{12}$ 正木直彦氏所蔵文書(東大史料編纂所・影写本)
- 13 三重県・個人蔵(和田勉氏のご教示による)
- 15 14 光源院文書三、(東大史料編纂所・影写本)

信長公記』巻十四、(角川文庫版・三六八ページ)

- 16 大阪城天守閣寄託文書
- 因幡民談補」古文書・乾(東大史料編纂所・写本)
- 18 記録御用所本古文書」七下(内閣文庫・写本
- 19 吉川家什書、その他
- 栃木県庁採集文書四(東大史料編纂所・謄写本)
- **久野保心氏所蔵文書(「尾張国遺存豊臣秀吉史料写真集」四十六)**
- 肥前小城鍋島文書(東大史料編纂所・影写本)
- 亀井文書・乾(東大史料編纂所・影写本) 宮部文書・乾(東大史料編纂所・影写本)
- 中央図書館、一九九四年三月) 反町文書(反町茂雄文庫日録・第一集『越佐文人の軌跡』、長岡市立
- 26 には、同館の藤實久美子・丸山美季両氏のお世話になった。 陸奥棚倉藩主阿部家文書(学習院大学史料館寄託)、この文書の閲覧
- 溝口文書(東大史料編纂所・影写本)
- 28 大日本古文書・家わけ『浅野家文書』一二
- $\widehat{29}$ 川路孝蔵氏所蔵文書(東大史料編纂所・台紙付写真版)
- 30 秋田家文書 (同右)
- 31 徳川美術館所蔵文書
- 32 入りに関する文書」(「日本歴史」一六三号、一九六二年一月) 伊予小松一柳文書(東大史料編纂所・影写本)、岩澤愿彦「秀吉の唐
- 33 注28参照。
- $\widehat{34}$
- 35 久世兼由「校本松坂権輿雑集」天
- 別本前田家所蔵文書(東大史料編纂所・謄写本

- 37 中垣文書(東大史料編纂所・影写本)
- 38 豊太閤書翰(内閣文庫・写本)
- 「古案」乾(東大史料編纂所・謄写本)

39

- 「秋田瀋採集文書」十二(東大史料編纂所・写真帳)
- 潮田文書(東大史料編纂所・影写本)

41 $\widehat{40}$

『兼見卿記』、その他。

 $\widehat{43}$ $\widehat{42}$

- 三村文書(東大史料編纂所・影写本)、その他。
- 年三月) 勝興寺文書(岫順史編『雲龍山勝興寺古文書集』、桂書房、
- 佐竹文書(東大史料編纂所・レクチグラフ)

45

- 「上杉文書」七(東大史料編纂所·影写本)
- $\widehat{46}$ めに―」(「富山史壇」五六・五七合併号、一九七三年十二月) 楠瀬勝「佐々成政の越中への分封をめぐって(一)―織田政権論のた
- $\stackrel{\bigcirc}{48}$ 注5参照。
- 注23参照。
- 体系について」(「史学雑誌」七十五巻二号、 大日本史料・家わけ『浅野家文書』八一、 一九六六年二月)参照。 拙稿「朝鮮役における軍役
- 注26参照。
- 立に関連して一」(「歴史学研究」二四八号、 『日本近世商業史の研究』(東京大学出版会、一九九一年十月)に収録。 山口徹「小浜・敦賀における近世初期豪商の存在形態―幕藩体制の成 一九六〇年十二月)、のち